

MITIS Journal of Translation and Interpreting Studies 投稿規定

1. 投稿の資格

著者(筆頭著者および共著者)が MITIS の研究員*であること。ただし編集委員会が認めたもの、あるいは編集委員会から依頼された原稿はこの限りではない。

*研究員になるためには、(1)氏名 (2)所属・職名(フリーランスの場合はその旨を明記) (3)略歴(5～10 行程度) (4)研究分野 (5)必要な場合は郵便物転送用の住所 (6)推薦者 1 名(いなくても可)を記したメールを水野のメールアドレスまでお送り下さい。(a-mizuno@fa2.so-net.ne.jp)審査の上決定します。

2. 原稿の種類

原稿の種類は、研究論文、研究ノート、報告(実践、調査、学会等)、資料、エッセイ、書評等である。

3. 投稿の方法

- 1) 投稿は電子メールに添付して送付する。
- 2) メールを送付先は、MITIS Journal of Interpreting and Translation Studies 編集委員会とする。メールアドレスは a-mizuno@fa2.so-net.ne.jp
- 3) メール本文中に、提出日、論文題目(日本語論文の場合は英文の題目も明記する)、所属・職名、著者略歴、電子メールアドレス、電話番号を記載すること。

4. 原稿執筆要領

- 1) 投稿原稿は原則として Word ファイルで作成することとする。
- 2) A4 判横書きで、字数・行数は 38 字×37 行、フォントは日本語が MSP 明朝、英語は Times New Roman とし、いずれも 10.5 ポイントを使用する。
- 3) 投稿原稿の長さは本文、文献、図表を含めて 20 枚以内とする。但し編集委員会が認めたものはこの限りではない。
- 4) 使用言語は日本語ないし英語とする。
- 5) 論文と研究ノートの場合、日本語の原稿には英文アブストラクトをつけること。長さは 200 words 以内とする。(英文原稿の場合も同様。)
- 6) 脚注境界線以外の線を絶対に入れないこと。
- 7) ページ番号を入れないこと。

5. 原稿の採否

- 1) 投稿原稿の採否は、査読を経て編集委員会が決定する。
- 2) 採否の通知は投稿者へのメールによって行う。

- 3) 査読の結果修正を求められた場合、修正原稿は編集委員会が定めた期日までに再提出すること。期日までに再投稿されない場合は、投稿を取り下げたものとみなす。大幅な修正が必要とされる場合には、改稿の上次号に再投稿するようすすめることがある。
- 4) 査読委員あるいは編集委員会の判定により、原稿の種類の変更を著者に求めることがある。これは主に研究論文と研究ノートの間の変更になる。
- 5) 最終投稿原稿を受け付けた時点をもって「受理」とする。
- 6) 著者校正は一度のみ行う。(この時点は語句の誤りの訂正などにとどめ、それ以上の加筆修正は認めない。)

6. 著作権

掲載された著作物の著作権は本誌に所属する。ただし著者は非営利目的で複製し、翻訳することができる。その場合はその著作物が本誌に掲載されたものであることを明記すること。

7. その他、文献の表記などは暫定的に『通訳翻訳研究』の投稿規定にあるものを参照して下さい。

<研究倫理について>

* 執筆にさいして考慮すべき研究倫理について以下に一般的な指針を述べますが、大学等研究教育機関に所属されている方は、当該大学ないし機関で設けている研究倫理指針に従って下さい。

○論文として投稿する際には適正な倫理的配慮が行われていなければならない。

1. 論文投稿においては捏造、改ざん、盗用などの不正行為は認められない。
 - 1a. 捏造とは、存在しないデータ、研究結果、文献などを作成することを言う。
 - 1b. 改ざんとは、研究資料、研究プロセスを変更して、得られた結果を加工することである。
 - 1c. 盗用とは、他の研究者などのアイデア、方法、データ、結果、論文の内容などを、了解を得ないで、あるいは適切な表示なしに流用することを言う。
2. 以下のような不適切な発表方法をとらないこと。
 - 2a. 二重投稿: 著者自身がすでに公表していることを告知せずに、同一内容の原稿を投稿し発表することを言う。
 - 2b. 業績の水増し: 既発表の論文に内容が類似し、その論文を発表することの意義を認めるのが困難で、査読を担当する研究者に無用な手間を強いるような原稿を投稿すること。
 - 2c. 利益相反 Conflict of interest: 経済面での利益や損失などの利害関係のために、論文の客観性に影響を与えたり、あるいは与えるおそれがあるとみなされたりすることを言う。

3. 著作権

- 3a. 著作権に関する規定やガイドラインを参照し適切に利用すること。
- 3b. 他人の著作物(図表を含む)を利用する場合には著者の了解が必要である。著作権が出版社などにある場合は出版社の許可が必要になる。
- 3c. ただし著作権法の保護対象外の著作物、保護期間終了後の著作物、許された目的と範囲内での引用、教育や試験のための利用は著作権者の了解は不要である。
- 3d. 引用は適切に行う(出典の明記など)。

4. インフォームド・コンセント Informed consent

被験者を使う場合、研究者は被験者に対し研究について事前に十分な説明を行い、その意義、目的、方法等を理解させ、被験者となること及びデータ等の取り扱いに関して被験者の自由意志に基づく同意を得ていなければならない。

5. 個人情報の保護について

- 5.a 研究を公表する際には被験者を特定できないようにすること。
- 5.b インフォームド・コンセントを得る際に説明した以上の個人情報を取得しないこと。
- 5.c 個人情報を不正な手段により取得しないこと。
- 5.d 個人情報が漏洩しないよう安全管理を行うこと。

* 詳しくは、日本学術振興会「科学の健全な発展のために」を参照。

<http://www.ritsumei.ac.jp/research/file/rinri.pdf>